

○国土交通省告示第七百八十五号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第五百一十一号）第二百一十条第一項の規定に基づき、特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示を次のように定める。

平成十三年十二月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示

（趣旨）

第一条 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）第二百一十条第一項に規定する鉄道の施設及び車両の構造及び取扱いについては、省令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（懸垂式鉄道及び跨座式鉄道）

第二条 懸垂式鉄道及び跨座式鉄道の走行面には、必要に応じ、車輪の滑りを防止するための措置を講じなければならない。

2 懸垂式鉄道の駅には、車体の振れを抑えるための設備及び列車等を円滑に駅に誘導するための設備を設けなければならない。

3 懸垂式鉄道及び跨座式鉄道のプラットホームその他の旅客が転落するおそれのある場所（旅客の

乗降のためやむを得ない場所を除く。）には、さくその他の転落防止設備及び網その他の保護設備を設けなければならない。

4 懸垂式鉄道及び跨座式鉄道の車両は、タイヤを使用する場合にあつては、空気が漏れたときにおいても走行することができらるものでなければならない。

5 懸垂式鉄道の車両は、車体の著しい振れを抑止することができらるものであり、車両の走行装置は、案内操向性能を有したものでなければならない。

6 跨座式鉄道の車両の走行装置は、安定性及び案内操向性能を有したものでなければならない。

7 懸垂式鉄道及び跨座式鉄道の車体が接地されていない車両は、旅客の感電を防止することができらるものでなければならない。

#### (案内軌条式鉄道)

第三条 案内軌条式鉄道の案内操向装置は、十分な強度を有し、かつ、車両の他の部分と接触しないものでなければならない。

2 前条第一項、第四項及び第七項の規定は、案内軌条式鉄道について準用する。

#### (無軌条電車)

第四条 無軌条電車のかじ取装置は、十分な強度を有し、かつ、車両の他の部分と接触しないものでなければならない。

2 無軌条電車の動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車は、集電装置の状態を当該係員の定位置から確認することができるものでなければならぬ。

3 第二条第七項の規定は、無軌条電車について準用する。

4 省令第六十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第七十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、無軌条電車については、適用しない。

#### （鋼索鉄道）

第五条 鋼索鉄道の施設の構造及び車両の取扱いは、次の基準に適合するものでなければならない。

一 最急こう配と最緩こう配との差は、車両の走行に支障を及ぼすおそれのある場合は、できる限り小さくすること。

二 軌道は、こう配に応じて軌道固定装置の設置その他のレール及びまくら木の移動を防止することができ措置を講じたものであること。

三 索条は、予想される最大荷重に耐える強度を有し、車両の走行に耐えるものであり、かつ、滑車に適合したものであること。

四 索条は、滑車以外の物に触れるおそれのないように設けること。

五 滑車は、予想される最大荷重に十分耐える強度を有し、かつ、索条の運転に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- 六 行き違い所は、列車を自動的に誘導することができ、行き違いに支障がないものであること。
- 七 巻揚所には、施設に応じ、消火設備を設けること。
- 八 主原動機は、巻き上げ側の索条とし緩側の索条の引張力との差が最大となる場合において、正常に起動し、所定の運転速度で運転することができ、安全かつ円滑な走行ができるものであること。
- 九 主原動機又はその制御回路の機能が停止した場合において、最大荷重条件で正常に起動し、車両に乗った旅客を停車場まで運送することができる予備原動機を設けること。ただし、車両が停車場以外の場所で停止した場合において旅客を安全に避難させることができる設備を設けたときは、この限りでない。
- 十 運行状況の把握、列車の衝突の防止、索条の切断又はし緩等異常が発生した場合における列車の自動停止その他の運転保安上必要な機能を有するものであること。
- 十一 自動運転装置は、線路の条件に応じ、円滑な列車の運転を行うことができるものであること。
- 十二 車両には、最大乗車人員を超えて旅客（混載する荷物の重量も旅客の重量として換算する。）を乗車させないこと。

2 省令第十五条から第十八条まで、第五十八条、第六十九条第一項（第六号及び第七号に係る部分

に限る。)及び第百一条の規定は、鋼索鉄道については、適用しない。

(浮上式鉄道)

第六条 常電導磁気浮上式鉄道(リニアインダクションモーター推進方式のものに限る。以下同じ。

)のブレーキ用レール及びその付属品の設置位置及び構造は、浮上装置及び案内装置の動作の状態にかかわらず、車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものでなければならぬ。

2 常電導磁気浮上式鉄道の施設及び車両は、車両の主たる制動力を回生制動によって得る場合は、回生失効が生じないように車両の回生制動を安定して行うための機能を有するものでなければならぬ。

3 常電導磁気浮上式鉄道及び超電導磁気浮上式鉄道の浮上装置及び案内装置は、車両の走行に必要な浮上力及び案内力を有し、動作の状態にかかわらず、車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものでなければならぬ。

4 常電導磁気浮上式鉄道及び超電導磁気浮上式鉄道の浮上装置、案内装置その他これに類する装置は、誘導作用等により障害が発生するおそれのないものであるとともに、他の施設又は車両にも障害を及ぼすおそれのないものでなければならぬ。

5 前二項に掲げるもののほか、超電導磁気浮上式鉄道の施設及び車両は、次の基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 浮上装置及び案内装置の地上設備は、火災のおそれのないものであること。
- 二 動力発生装置の地上設備は、感電及び火災のおそれ並びに車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 三 浮上装置、案内装置及び動力発生装置の地上設備その他保安上必要な設備を、雷害から保護するための設備が設けられていること。
- 四 き電線（動力発生装置の地上設備に供給する電気の周波数を変換する機器を備えた変電所及び当該変電所と動力発生装置の地上設備との間に施設される開閉所（以下この項及び第七項において「特定変電所等」という。）に施設されるものを除く。以下同じ。）、「浮上装置、案内装置、動力発生装置及び車両の電源に給電する装置は、通常の使用状態において、当該設備から発生する磁界により、当該設備のそれぞれの付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。
- 五 特定変電所等は、通常の使用状態において、当該特定変電所等から発生する磁界により、当該特定変電所等の付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

- 六 動力発生装置は、車両の走行に必要な推進力及び制動力を有するものであること。
- 七 動力発生装置が故障した場合に使用するブレーキ装置は、車両の速度に応じ、所要の制動力を有するものであること。
- 八 車両の電源に給電する装置は、車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 九 車両の構造及び材質は、車両の火災による浮上装置、案内装置及び動力発生装置の地上設備への延焼を防ぐことができるものであること。
- 十 車輪等は、車両を安全に支持、案内することができ、かつ、動作の状態にかかわらず、車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 十一 支持輪タイヤが接する地上設備の走行面に、所要の制動力を確保するための措置が講じられていないこと。
- 6 第二条第三項及の規定は常電導磁気浮上式鉄道について、同条第七項の規定は常電導磁気浮上式鉄道及び超電導磁気浮上式鉄道について、それぞれ準用する。  
(磁気誘導式鉄道)
- 7 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める浮上式鉄道については、適用しない。
  - 一 省令第六十七条(第二号及び第四号に係る部分に限る。) 常電導磁気浮上式鉄道
  - 二 省令第二十三条第三項、第五十一条の二第一項(き電線に係る部分に限る。)及び第二項(特

定変電所等に係る部分に限る。）、第六十七条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第六十八条第二項（第三号から第五号まで、第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第三項、第六十九条第二項並びに第七十二条第二項 超電導磁気浮上式鉄道

第七条 磁気誘導式鉄道の磁気誘導装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- 一 地上設備及び車上設備は、車両を所定の方向に誘導することができるものであること。
- 二 地上設備は、予想される荷重に耐え、かつ、車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 2 磁気誘導式鉄道の磁気誘導装置の地上設備の周辺には、車両の誘導に支障を及ぼすおそれのあるものを設けてはならない。
- 3 磁気誘導式鉄道の線路には、人が立ち入るおそれのある場所又は線路上に列車の進路を支障する事態が発生するおそれのある場所に防護設備を設けなければならない。ただし、列車の安全な運転に支障を及ぼすおそれを防止する措置を講じた場合は、この限りでない。
- 4 磁気誘導式鉄道の駅には、列車等を円滑に駅に誘導するための設備を設けなければならない。
- 5 磁気誘導式鉄道の車両は、次の基準に適合するものでなければならない。
  - 一 列車を組成する車両相互間において、速度、位置その他の列車を組成するために必要な情報を伝達し、かつ、当該車両相互の間隔を適切に維持することができる機能を有するものであるこ



と。

二 前号の機能に障害が発生した場合又は所定の方向に走行することができなくなった場合には、速やかに車両を停止させる機能を有するものであること。

三 省令第二十三条第二項の設備がある場合は、当該設備に接触したときの被害を少なくするため機能を有するものであること。

四 施設の状態により非常時に側面から避難できない区間を走行する列車にあつては、その車両の前端及び後端から確実に避難することができものであること。

6 第二条第一項及び第四項並びに第四条第一項の規定は、磁気誘導式鉄道について準用する。

7 省令第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条第一項、第六十九条第一項（第二号、第五号及び第七号（かじ取装置を使用し単車運行する場合に限る。）に係る部分に限る。）及び第二項（第二号（かじ取装置を使用し単車運行する場合に限る。）に係る部分に限る。）、第七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条並びに第九十五条第一項の規定は、磁気誘導式鉄道については、適用しない。

## 附 則

この告示は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則 「国土交通省告示第千二百四十四号」

この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則 「国土交通省告示第八百五十五号」

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。